

1 (一般廃棄物最終処分場または管理型最終処分場設置者)

令和 8年

事業者名	株式会社 サンケー興業
最終処分所在地	北広島市大曲775番地2
記入者	宮ヶ丁芳則
連絡先	011-888-0088

1 地下水等検査項目 単位:mg/で記載すること(ダイオキシン類はpg/)

	1回目		2回目	
	上流	下流		
採水日	令和 8年 6月25日	令和8年 6月25日		
カドミウム	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満		
全シアン	0.1mg/L未満	0.1mg/L未満		
鉛	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
六価クロム	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満		
砒素	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
総水銀	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
ホリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L未満	0.0005mg/L未満		
トリクロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
テトラクロエチレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
ジクロロメタン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
四塩化炭素	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L未満	0.0004mg/L未満		
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	0.004mg/L未満		
1,1,1-トリクロロエタン	0.01mg/L未満	0.01mg/L未満		
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L未満	0.0006mg/L未満		
1,3-ジクロロプロパン	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		
チウラム	0.0006mg/L未満	0.0006mg/L未満		
シマジン	0.0003mg/L未満	0.0003mg/L未満		
チオベンカルブ	0.002mg/L未満	0.002mg/L未満		
ベンゼン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
セレン	0.001mg/L未満	0.001mg/L未満		
1,4-ジオキサン	0.005mg/L未満	0.005mg/L未満		
クロロエチレン	0.0002mg/L未満	0.0002mg/L未満		

2 電気伝導率又は塩化物イオン

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日(上流)	令和8年1月23日	令和8年2月25日	令和8年3月25日	令和8年4月24日	令和8年5月25日	令和8年6月25日
電気伝導率(EC)	38.3ms/m	37.2ms/m	37.2ms/m	43.1 ms/m	40.3 ms/m	38.6ms/m
塩化物イオン(Cl)	42.0 mg/L	40.0mg/L	39.0mg/L	41.0 mg/L	43.0mg/L	41.0mg/L
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日(下流)	令和8年1月23日	令和8年2月25日	令和8年3月25日	令和8年4月 日	令和8年5月25日	令和8年6月25日
電気伝導率(EC)	積雪の為に中止	積雪の為に中止	積雪の為に中止	積雪の為に中止	42.5ms/m	32.2ms/m
塩化物イオン(Cl)	積雪の為に中止	積雪の為に中止	積雪の為に中止	積雪の為に中止	44.0mg/L	26.0 mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日(上流)	令和8年7月24日	令和8年8月 日	令和8年9月 日	令和8年10月 日	令和8年11月 日	令和8年12月 日
電気伝導率(EC)	25.6 ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m
塩化物イオン(Cl)	37.0mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日(下流)	令和8年7月24日	令和8年8月 日	令和8年9月 日	令和8年10月 日	令和8年11月 日	令和8年12月 日
電気伝導率(EC)	24.9ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m	. ms/m	積雪の為に中止
塩化物イオン(Cl)	27.0mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	. mg/L	積雪の為に中止

単位:電気伝導率は μ s/m、塩化物イオンはmg/で記載すること

令和 8年 3 排水基準等項目(1)

	1回目		1回目	
採水日	令和 8年 6月25日	採水日	令和 8年 6月25日	
アルキル水銀	0.0005mg/L未満	チウラム	0.0006mg/L未満	
総水銀	0.0005mg/L未満	シマジン	0.0003mg/L未満	
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L未満	チオベンカルブ	0.002mg/L未満	
鉛及びその化合物	0.001mg/L未満	ベンゼン	0.001mg/L未満	
有機リン化合物	0.1mg/L未満	セレン及びその化合物	0.001mg/L未満	
六価クロム化合物	0.01mg/L未満	ほう素及びその化合物	0.3mg/L	
砒素及びその化合物	0.003mg/L	ふっ素及びその化合物	0.19mg/L	
シアン化合物	0.1mg/L未満	アンモニア、亜硝酸、硝酸	1.2mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L未満	鉱油類	1mg/L未満	
トリクロロエチレン	0.001mg/L未満	動植物油類	1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.001mg/L未満	フェノール類含有量	0.1mg/L未満	
ジクロロメタン	0.002mg/L未満	銅含有量	0.01mg/L未満	
四塩化炭素	0.0002mg/L未満	亜鉛含有量	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L未満	溶解性鉄含有量	0.05mg/L未満	
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L未満	溶解性マンガン含有量	0.01mg/L未満	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L未満	クロム含有量	0.05mg/L未満	
1,1,1-トリクロロエタン	0.01mg/L未満	大腸菌群数	0個/m ³	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L未満	燐含有量	0.07mg/L未満	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L未満	ダイオキシン類濃度	0.00023pg-TEQ/L	

単位:mg/で記載すること(ダイオキシン類はpg/、大腸菌群数は個/m³)

3 排水基準等項目(2)

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
採水日	令和8年1月23日	令和8年2月25日	令和8年3月25日	令和8年4月24日	令和8年5月25日	令和8年6月25日
水素イオン濃度PH	1月から3月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			8.3(17℃)	8.2(21℃)	8.3(22℃)
BOD	1月から4月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			0.5未満 mg/L	0.5未満 mg/L	1.3mg/L
COD	1月から5月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			8.5 mg/L	9.2mg/L	8.6mg/L
浮遊物質(SS)	1月から6月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			1mg/L	4mg/L	1mg/L未満
全窒素(T-N)	1月から7月まで冬期間水処理施設停止中の為に計測できませんでした。			1.7 mg/L	2.5 mg/L	. mg/L
	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
採水日	令和8年7月24日	令和7年8月25日	令和7年9月25日	令和7年10月24日	令和7年11月25日	令和7年12月 日
水素イオン濃度PH	8.4(22℃)	8.1(22℃)	8.2(20℃)	8.0(20℃)	8.1(21℃)	冬期間停止中
BOD	0.5mg/L未満	2.0mg/L	0.6mg/L	0.5mg/L未満	0.5mg/L未満	冬期間停止中
COD	7.8mg/L	8.8mg/L	9.3mg/L	11.0 mg/L	9.1mg/L	冬期間停止中
浮遊物質(SS)	1mg/L	1mg/L未満	1mg/L	1mg/L	2mg/L	冬期間停止中
全窒素(T-N)	2.2mg/L	2.6mg/L	2.6mg/L	2.6mg/L	1.7mg/L	冬期間停止中

BOD:生物化学的酸素要求量、COD:科学的酸素要求量。単位水素イオン濃度以外はmg/で記載すること

4 分析しなかった項目及び理由

地下水等の汚染が生ずるおそれがないなどで測定を省略した場合の理由。または、測定を行わない理由。

※ 測定項目3の排水基準等項目(2)につきましては、令和 8年1月から3月までの期間と
令和 8年12月の期間は水処理施設停止中の為に測定できません。

複数の最終処分場をお持ちの場合や測定回数が多く欄が不足する場合は、用紙をコピーして使用して下さい。

株式会社 サンケー興業 殿

株式会社 サンケー興業
北広島最終処分場

水質分析・ダイオキシン類分析

報 告 書

令和 8 年 6 月

株式会社 環境リサーチ

No. 10の分析値は、ラボテック株式会社（広島県広島市佐伯区五日市中央六丁目9番25号 電話082-921-5531）の分析による。

計 量 証 明 書

整理番号 KW-26 0617 - 1

報告書作成年月日
2026 年 7 月 15 日計量証明事業所
北海道知事登録第 610 号

株 式 会 社 サ ン ケ ー 興 業 殿

株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ

〒062-0922 札幌市豊平区中の島2条9丁目1番1号
TEL (011) 837-8780 (代)

環 境 計 量 士 藤 原 弘 平

計量士登録番号 第 1 2 7 4 2 号



2026 年 6 月 25 日 付 採取 の 試料 について下記の通り証明します。

試 料 名 : 北 広 島 最 終 処 分 場 処 理 水

採取地 点	排 水 口					
採 取 日 時	2026年6月25日		8:45	天 候	晴れ	気 温 19.0 ℃ 水 温 12.2 ℃
外 観	濁り無し		臭 気 の 有 無	若干有り		
採 水 者	田 巻 利 一		(所 属)	株 式 会 社 環 境 リ サ ー チ		
No.	分 析 項 目	単 位	基 準 値	分 析 結 果	分 析 方 法	定量下限値
1	水素イオン濃度(水素指数) pH	—	5.8~8.6	8.3 (22 ℃)	JIS K 0102-1-12	—
2	浮遊物質(SS)	mg/L	60	1未満	昭和46年環境庁告示第59号付表8	1
3	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	60	1.3	JIS K 0102-1-18 及び 21.4	0.5
4	化学的酸素要求量(COD-Mn)	mg/L	90	8.6	JIS K 0102-1-17.2	0.5
5	ホルマリン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5	1未満	JIS K 0102-1-22.3 及び 附属書D.2	1
6	ホルマリン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	30	1	JIS K 0102-1-22.3 及び 附属書D.3	1
7	フェノール類含有量	mg/L	5	0.1未満	JIS K 0102-4-5.2.2.2 及び 5.2.3	0.1
8	銅含有量	mg/L	3	0.01未満	JIS K 0102-3-11.5	0.01
9	亜鉛含有量	mg/L	2	0.02	JIS K 0102-3-12.4	0.01
10	溶解性鉄含有量	mg/L	10	0.05未満	JIS K 0102-3-16.5	0.05
11	溶解性マンガン含有量	mg/L	10	0.01未満	JIS K 0102-3-15.4	0.01
12	クロム含有量	mg/L	2	0.05未満	JIS K 0102-3-24.2.4	0.05
13	※ 大腸菌数	CFU/ml	800	0	下水の水質の検定方法に関する省令	—
14	窒素含有量	mg/L	120 (60)	2.0	JIS K 0102-2-17.3	0.1
15	燐含有量	mg/L	16 (8)	0.07	JIS K 0102-2-18.4.1 及び 18.4.4	0.06
16	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.003未満	JIS K 0102-3-14.4	0.003
17	シアン化合物	mg/L	1	0.1未満	JIS K 0102-2-9.3.2 及び 9.5	0.1
18	有機リン化合物	mg/L	1	0.1未満	JIS K 0102-4-7.2.1 及び 7.2.3	0.1
19	鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.001未満	JIS K 0102-3-13.4	0.001
20	六価クロム化合物	mg/L	0.2	0.01未満	JIS K 0102-3-24.3.1	0.01
21	砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.003	JIS K 0102-3-20.3	0.001
22	水銀及び有機水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表2	0.0005
23	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表3	0.0005
24	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003	0.0005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表4	0.0005
25	トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.001未満	JIS K 0125 5.1	0.001
26	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.001未満	JIS K 0125 5.1	0.001
27	ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.002未満	JIS K 0125 5.1	0.002
28	四塩化炭素	mg/L	0.02	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	0.0002
29	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.0004未満	JIS K 0125 5.1	0.0004
30	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	0.002未満	JIS K 0125 5.1	0.002
31	1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.004未満	JIS K 0125 5.1	0.004
32	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	0.01未満	JIS K 0125 5.1	0.01
33	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.0006未満	JIS K 0125 5.1	0.0006
34	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.0002未満	JIS K 0125 5.1	0.0002
35	チウラム	mg/L	0.06	0.0006未満	昭和46年環境庁告示第59号付表5	0.0006
36	シマジン	mg/L	0.03	0.0003未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.0003
37	チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.002未満	昭和46年環境庁告示第59号付表6 第1	0.002
38	ベンゼン	mg/L	0.1	0.001未満	JIS K 0125 5.1	0.001
39	セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.001未満	JIS K 0102-3-26.2	0.001
40	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.005未満	昭和46年環境庁告示第59号付表7 第2	0.005
41	ほう素及びその化合物	mg/L	50	0.3	JIS K 0102-3-5.5	0.1
42	ふっ素及びその化合物	mg/L	15	0.19	JIS K 0102-2-5.2.2 及び 5.3	0.08
43	アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200	1.2	JIS K 0102-2-13.2.3, 13.4, 14.2 及び 15.6	0.5
以下余白						

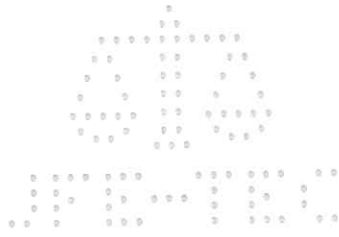
その他

基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準

() 内は日間平均値

※ 大腸菌数は計量法第107条の対象外項目

No.24の分析値は、ラボテック株式会社(広島県広島市佐伯区五日市中央六丁目9番25号 電話082-921-5531)の分析による。



計量証明書

No. 26DMS00169-001 1/2
発行日 2026年7月27日

株式会社サンケー興業

御中

特定計量証明認定番号 JN-0130-01
特定濃度の登録番号 神奈川県 第2号
JFEテクノロジー株式会社
〒100-0004 東京都千代田区大井町二丁目6番1号
JFEテクノロジー株式会社 分析・解析技術Division
〒210-0855 川崎市磯区南渡田町1番1号
TEL 044(322)6612
計量管理者 星野 健二

貴ご依頼による計量結果を下記の通り証明いたします。
ただし、本件は持ち込まれた試料について計量証明を行ったものです。



件名 株式会社サンケー興業 北広島最終処分場水質ダイオキシン類測定
試料採取場所 株式会社サンケー興業 北広島最終処分場 排水処理施設
試料の種類 排水水
計量を実施した期間 試料搬入日: 2026年6月29日 ,分析終了日: 2026年7月24日
試料採取者 株式会社環境リサーチ (田巻 利一)
分析者 弊社 (後藤 聡史)
計量結果および計量方法

計量の対象		単位	計量の結果
			処理水
ダイオキシン類濃度	実測濃度	pg/L	8.6
	毒性当量	pg-TEQ/L	0.00023
	-	-	-

(計量の方法)
・JIS K 0312(2020) 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法

(備考)
・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」
(平成11年12月27日総理府令第67号・令和3年3月25日環境省令第3号改正)
・高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析法
・ダイオキシン類はテトラからオクタクロロジベンゾ-p-ジオキシン、テトラからオクタクロロジベンゾフラン及びDL-PCBsを表す。
・毒性への換算係数はダイオキシン類対策特別措置法施行規則第三条別表第三掲げる係数を適用した。
・毒性当量の算出は定量下限未満のものは0(ゼロ)として各化合物の毒性当量を算出した。
・試料名及び採取日は、ご依頼者からの情報提供による。

・本件は株式会社環境リサーチからの受入試料について分析を行ったものです。

計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行かせた場合にあつては、当該工程の内容、当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地

--

計量証明に係らない事項
毒性当量は計量法107条における計量証明対象外の項目であります

確認	照査

(様式 08X18-02)('2504)

分析結果

No. 26DMS00169-001 2/2

株式会社サンケー興業

採取日: 2026年6月25日

	試料名 試料量	処理水				
		3.08 L				
		試料の種類: 排水水	実測濃度	試料における 定量下限	試料における 検出下限	毒性等価 係数(TEF)
		単位	pg/L	pg/L	pg/L	pg-TEQ/L
PCDDs	2,3,7,8-TeCDD	N.D.	0.5	0.2	×1	0
	1,2,3,7,8-PeCDD	N.D.	0.7	0.2	×1	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	N.D.	1.0	0.3	×0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	N.D.	1.4	0.4	×0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	N.D.	1.0	0.3	×0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	N.D.	1.7	0.5	×0.01	0
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	N.D.	1.7	0.5	×0.0003	0
PCDFs	2,3,7,8-TeCDF	N.D.	0.4	0.1	×0.1	0
	1,2,3,7,8-PeCDF	N.D.	0.4	0.1	×0.03	0
	2,3,4,7,8-PeCDF	N.D.	0.7	0.2	×0.3	0
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	N.D.	1.3	0.4	×0.1	0
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	N.D.	1.3	0.4	×0.1	0
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	N.D.	1.6	0.5	×0.1	0
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	N.D.	1.3	0.4	×0.1	0
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.01	0
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	N.D.	1.0	0.3	×0.01	0
	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	N.D.	4	1	×0.0003	0
PCDDs	TeCDDs	N.D.	0.5	0.2	—	—
	PeCDDs	N.D.	0.7	0.2	—	—
	HxCDDs	N.D.	1.1	0.3	—	—
	HpCDDs	N.D.	1.7	0.5	—	—
	OCDD	N.D.	1.7	0.5	—	—
	Total PCDDs	N.D.	—	—	—	0
PCDFs	TeCDFs	N.D.	0.4	0.1	—	—
	PeCDFs	N.D.	0.6	0.2	—	—
	HxCDFs	N.D.	1.3	0.4	—	—
	HpCDFs	N.D.	1.0	0.3	—	—
	OCDF	N.D.	4	1	—	—
	Total PCDFs	N.D.	—	—	—	0
Total (PCDDs+PCDFs)		N.D.	—	—	—	0
DL-PCBs	3,4,4',5'-TeCB (# 81)	N.D.	0.9	0.3	×0.0003	0
	3,3',4,4'-TeCB (# 77)	N.D.	1.0	0.3	×0.0001	0
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	N.D.	1.0	0.3	×0.1	0
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	N.D.	1.2	0.4	×0.03	0
	Total ノンオルト体	N.D.	—	—	—	0
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	N.D.	1.1	0.3	×0.0003	0
	2,3',4,4',5'-PeCB (#118)	5.5	1.4	0.4	×0.0003	0.000165
	2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	2.3	0.8	0.2	×0.0003	0.000069
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	N.D.	1.0	0.3	×0.0003	0
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	N.D.	1.1	0.3	×0.0003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	(0.6)	1.4	0.4	×0.0003	0
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	(0.3)	0.6	0.2	×0.0003	0
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	N.D.	1.4	0.4	×0.0003	0
	Total モノオルト体	8.6	—	—	—	0.000234
Total DL-PCBs		8.6	—	—	—	0.00023
Total (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)		8.6	—	—	—	0.00023

[注1] 実測濃度が検出下限未満の場合は“N.D.”と表示

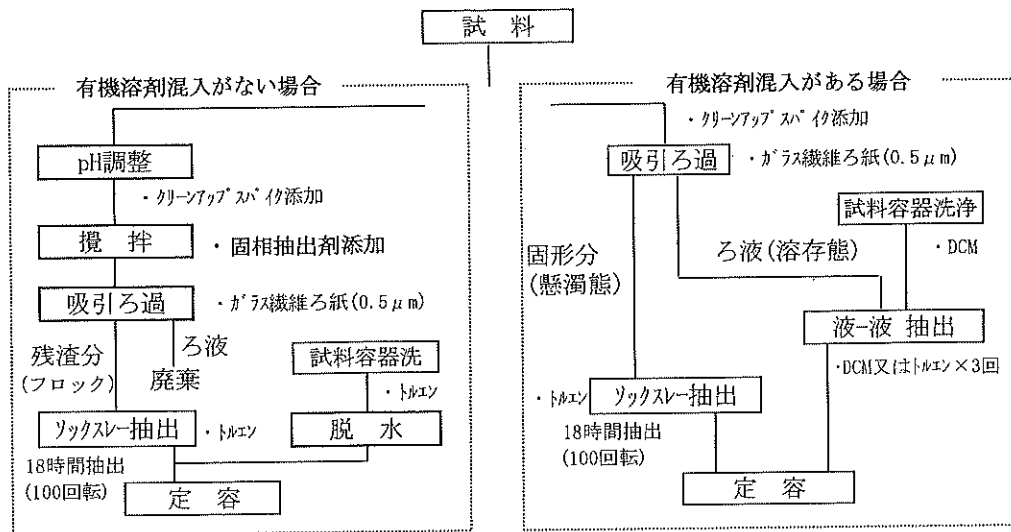
実測濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合は()付の表示で示す。

[注2] 毒性当量(TEQ)は定量下限以上の濃度はそのままの値を用い定量下限値未満のものは0(ゼロ)として各化合物の毒性当量を算出した。(ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条)

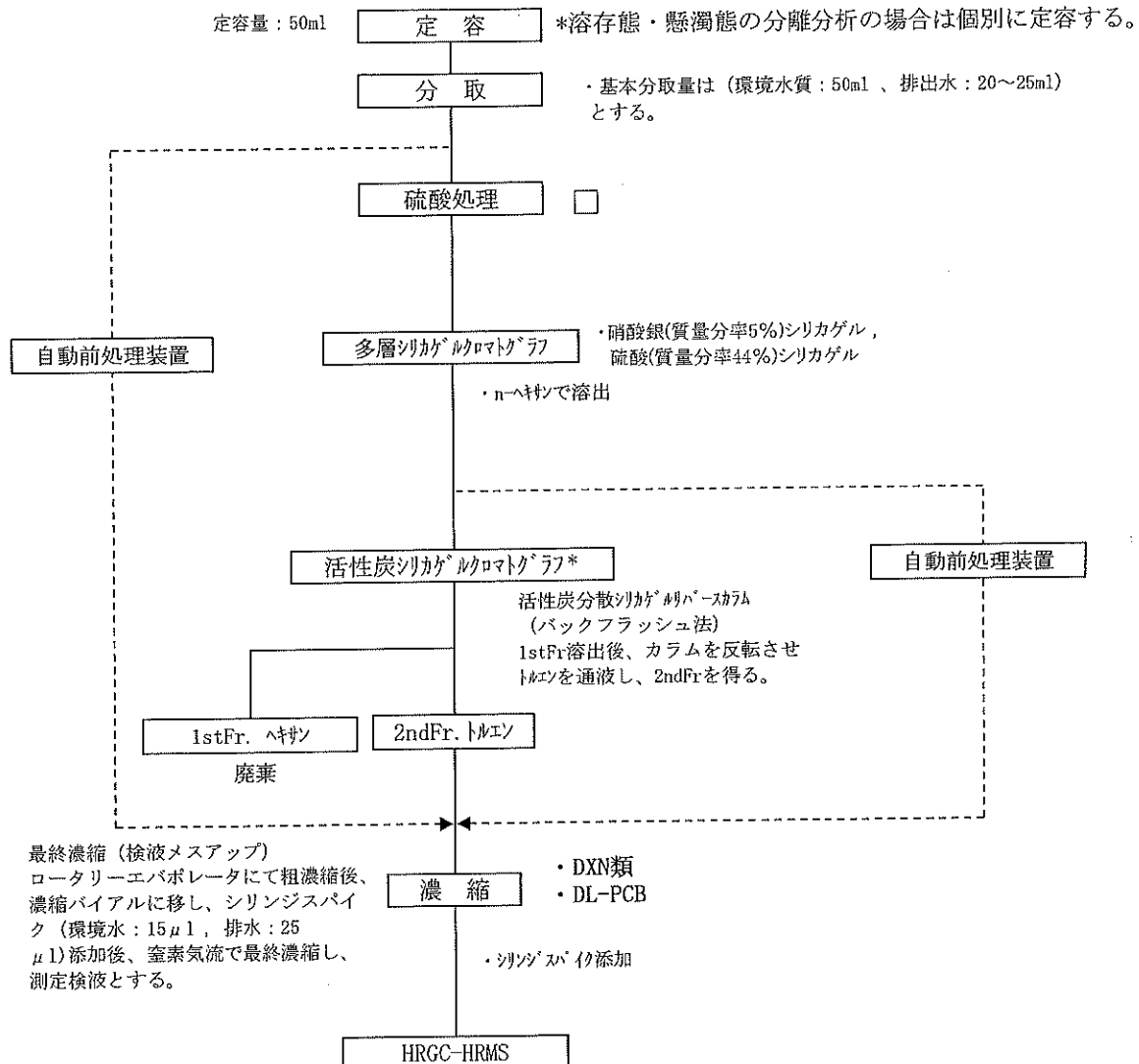
(様式 08X09)(2026.04.01)

前処理方法

排水水試料分析フローシート



(有機溶剤混入がある場合、ない場合共通)



(注) 粗抽出液分取以降の操作は、検液の汚染度(性状・着色等)を適宜判断し、操作方法を選択する。

表1 PCDDs及びPCDFs測定のみ/z (モニターイオン)

	塩素置換体	M ⁺	(M+2) ⁺	(M+4) ⁺
分析対象物質	TeCDDs	319.8965	321.8936	—
	PeCDDs	353.8576	355.8546	—
	HxCDDs	—	389.8156	391.8127
	HpCDDs	—	423.7767	425.7737
	OCDD	—	457.7377	459.7348
	TeCDFs	303.9016	305.8987	—
	PeCDFs	—	339.8597	341.8567
	HxCDFs	—	373.8207	375.8178
	HpCDFs	—	407.7818	409.7788
	OCDF	—	441.7428	443.7398
内標準物質	¹³ C ₁₂ -TeCDDs	331.9368	333.9339	—
	¹³ C ₁₂ -PeCDDs	365.8978	367.8949	—
	¹³ C ₁₂ -HxCDDs	—	401.8559	403.8530
	¹³ C ₁₂ -HpCDDs	—	435.8169	437.8140
	¹³ C ₁₂ -OCDD	—	469.7780	471.7750
	¹³ C ₁₂ -TeCDFs	315.9419	317.9389	—
	¹³ C ₁₂ -PeCDFs	—	351.9000	353.8970
	¹³ C ₁₂ -HxCDFs	—	385.8610	387.8580
	¹³ C ₁₂ -HpCDFs	—	419.8220	421.8191
	¹³ C ₁₂ -OCDF	—	453.7831	455.7801

表2 DL-PCBs測定のみ/z (モニターイオン)

	塩素置換体	M ⁺	(M+2) ⁺	(M+4) ⁺
分析対象物質	TeCBs	289.9224	291.9195	—
	PeCBs	—	325.8805	327.8776
	HxCBs	—	359.8415	361.8385
	HpCBs	—	393.8025	395.7995
内標準物質	¹³ C ₁₂ -TeCBs	301.9626	303.9597	—
	¹³ C ₁₂ -PeCBs	—	337.9207	339.9178
	¹³ C ₁₂ -HxCBs	—	371.8817	373.8788
	¹³ C ₁₂ -HpCBs	—	405.8428	407.8398

表3 標準物質及び内標準物質

		標準物質	クリーンアップスパイク内標準物質
PCDDs	TeCDD	1,3,6,8-TeCDD 2,3,7,8-TeCDD	¹³ C ₁₂ -1,3,6,8-TeCDD ¹³ C ₁₂ -2,3,7,8-TeCDD
	PeCDD	1,2,3,7,8-PeCDD	¹³ C ₁₂ -1,2,3,7,8-PeCDD
	HxCDD	1,2,3,4,7,8-HxCDD	¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,7,8-HxCDD
		1,2,3,6,7,8-HxCDD	¹³ C ₁₂ -1,2,3,6,7,8-HxCDD
		1,2,3,7,8,9-HxCDD	¹³ C ₁₂ -1,2,3,7,8,9-HxCDD
	HpCDD	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,6,7,8-HpCDD
OCDD	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,6,7,8,9-OCDD	
PCDFs	TeCDF	2,3,7,8-TeCDF	¹³ C ₁₂ -2,3,7,8-TeCDF
	PeCDF	1,2,3,7,8-PeCDF	¹³ C ₁₂ -1,2,3,7,8-PeCDF
		2,3,4,7,8-PeCDF	¹³ C ₁₂ -2,3,4,7,8-PeCDF
	HxCDF	1,2,3,4,7,8-HxCDF	¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,7,8-HxCDF
		1,2,3,6,7,8-HxCDF	¹³ C ₁₂ -1,2,3,6,7,8-HxCDF
		1,2,3,7,8,9-HxCDF	¹³ C ₁₂ -1,2,3,7,8,9-HxCDF
		2,3,4,6,7,8-HxCDF	¹³ C ₁₂ -2,3,4,6,7,8-HxCDF
HpCDF	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	
	OCDF	1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF	¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,6,7,8,9-OCDF
PCBs	TeCB	3,3',4,4'-TeCB (#77)	¹³ C ₁₂ -3,3',4,4'-TeCB (#77)
		3,4,4',5-TeCB (#81)	¹³ C ₁₂ -3,4,4',5-TeCB (#81)
	PeCB	3,3',4,4',5-PeCB (#126)	¹³ C ₁₂ -3,3',4,4',5-PeCB (#126)
		2',3,4,4',5-PeCB (#123)	¹³ C ₁₂ -2',3,4,4',5-PeCB (#123)
		2,3',4,4',5-PeCB (#118)	¹³ C ₁₂ -2,3',4,4',5-PeCB (#118)
		2,3,4,4',5-PeCB (#114)	¹³ C ₁₂ -2,3,4,4',5-PeCB (#114)
		2,3,3',4,4'-PeCB (#105)	¹³ C ₁₂ -2,3,3',4,4'-PeCB (#105)
	HxCB	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	¹³ C ₁₂ -3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)
		2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	¹³ C ₁₂ -2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)
		2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)	¹³ C ₁₂ -2,3,3',4,4',5-HxCB (#156)
2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)		¹³ C ₁₂ -2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	
HpCB	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	¹³ C ₁₂ -2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	
	2,2',3,4,4',5,5'-HpCB (#180)	¹³ C ₁₂ -2,2',3,4,4',5,5'-HpCB (#180)	
	2,2',3,3',4,4',5-HpCB (#170)	¹³ C ₁₂ -2,2',3,3',4,4',5-HpCB (#170)	
シリシススパイク		¹³ C ₁₂ -1,3,7,8-TeCDD ¹³ C ₁₂ -1,2,4,7,8-PeCDD ¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,6,8-HxCDD ¹³ C ₁₂ -1,2,3,4,6,7,9-HpCDD ¹³ C ₁₂ -2,3',4',5-TeCB (#70)	
サンプリングスパイク*		¹³ C ₁₂ -1,2,3,4-TeCDD	

* サンプリングスパイクは、試料媒体により添加しないものがある。

購入先 : Wellington Laboratories

※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目

※ 電気伝導率は計量法第107条の対象外項目

()内は日間平均値